

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用防犯対策機器の設置を推進することにより、地域における防犯力向上を図るため、家庭用防犯対策機器購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に關しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、家庭用防犯対策機器とは、市内の自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）への侵入盗等の犯罪を未然に防止するために屋内外（共同住宅にあっては、屋内の共用部分を含む。）に常設する別表に定める機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（第4条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、家庭用防犯対策機器の購入及び設置に係る契約の締結、当該契約に基づく費用の支払い並びに家庭用防犯対策機器の設置を行う前に補助金の交付決定を受けた者に限る。

- (1) 申請時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者で、家庭用防犯対策機器を設置する市内の自宅等に居住している、又は居住する予定であること。
- (2) 本人又は同一世帯に属する者が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 本人又は同一世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 申請の前年度までの市税の滞納がないこと。
- (5) 本人が、自宅等を所有していない場合は、家庭用防犯対策機器の設置について、自宅等の所有者の同意を得ていること。

(補助対象となる家庭用防犯対策機器)

第4条 補助金の交付対象となる家庭用防犯対策機器は、補助対象者が自宅等の敷地内に新たに設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設置した家庭用防犯対策機器は、申請者が継続的に使用すること。
- (2) 賃貸借によって設置していないこと。

- (3) 交付決定年度の12月末までに設置が完了すること。
- (4) 未使用品であること。
- (5) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度による補助を受けた、又は受ける予定のものではないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認めるものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（次項及び第6条において「補助対象経費」という。）

は、家庭用防犯対策機器の設置に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭用防犯対策機器購入、設置工事等に係る費用
- (2) その他前号に関する経費で市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 家庭用防犯対策機器を操作等するためのスマートフォン、タブレット、モニター等家庭用防犯対策機器と一体的ではない機器の購入、設置に係る費用
- (2) 防犯カメラと一体的な家庭用防犯対策機器の購入、設置に係る費用
- (3) 家庭用防犯対策機器等の保守点検の費用
- (4) 既設家庭用防犯対策機器等の処分、撤去、移設、修繕等その他維持管理等に係る費用
- (5) 補助金申請書類等及び家庭用防犯対策機器の購入、設置等に係る送料
- (6) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で2万円を限度とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 補助金の交付は、自宅等一戸につき1回限りとする。ただし、多世帯住宅等、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、市長が別に定める受付期間において行うものとする。

2 市長は、前項の受付期間内における補助金の交付申請の総額が補助を行う年度の予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、当該交付申請を行った者について抽選を行い、当該年度の予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者（この項及び第8条において「申請者」という。）は、

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 家庭用防犯対策機器の購入、設置に係る見積書、内訳が分かる明細等の写し
- (2) 設置する家庭用防犯対策機器の概要が分かる書類等の写し
- (3) 家庭用防犯対策機器の設置場所の現況写真
- (4) 春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金の適正申請等に関する誓約書（様式第2号）
- (5) 家庭用防犯対策機器設置に係る住宅所有者の同意書（様式第3号）（自宅等の所有者以外の者が申請する場合に限る。）
- (6) 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- (7) 委任状（様式第4号）（代理人申請の場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定等の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、必要に応じて現地調査等を実施し、その適否を決定し、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
（計画の変更又は中止）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る設置計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、速やかに春日部市家庭用防犯対策機器設置計画変更等承認申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、前条の規定により通知した交付決定額の増額を要することとなる計画の内容の変更については、申請することができないものとする。
（変更又は中止の承認）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更又は中止を承認するか否かを決定し、春日部市家庭用防犯対策機器設置計画変更等（承認・不承認）通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。
（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度の1月末日までに、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯対策機器の購入、設置に係る領収書、内訳がわかる明細書の写し
- (2) 設置した家庭用防犯対策機器の設置後の現況写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、必要に応じて現地調査等を実施し、その適否を決定し、補助金の額を確定し、適当と認めたときは春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付確定額は、第8条の規定により通知した交付決定額以下とする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。
- 3 補助金の交付は、申請者が指定する預貯金口座（申請者と同一名義のものに限る。）への振り込みにより行う。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 交付決定者が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき及び第11条第1項に規定する期限までに当該書類の提出がなかったとき。
- (2) 家庭用防犯対策機器の計画を中止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号のほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取り消しがあったときは、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

	補助対象機器	定義・要件
1	屋外用センサーライト	屋外からの侵入防止を目的として、人など（赤外線や熱、光、磁力等）に反応して、自動でライトを照らすもの ※屋内へ設置するものは補助対象外
2	センサーアラーム	屋外からの侵入防止を目的として、人や振動など（赤外線や熱、光、磁力等）に反応して、自動で大きな音が鳴るもの ※護身用防犯ブザーは補助対象外
3	補助錠	屋外から家屋への侵入防止を目的として、主錠の他に、玄関ドア、窓枠などに取り付けることで開かなくなる補助的な錠 ※主錠として取り付ける場合は補助対象外
4	防犯フィルム	屋外からの侵入防止を目的として、窓ガラスに貼ると割れにくくなるフィルム ※飛散防止や紫外線カットのみの機能の製品は補助対象外

様式第1号（第7条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付申請書

令和 年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所 〒
春日部市
氏 名

生年月日 年 月 日生
電話番号 ()

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第7条の規定により、以下のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助金の申請に当たっては春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱を遵守します。

家庭用防犯対策機器設置計画

設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ ※同じ場合は□に✓を入れてください。
設置する建物の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※同じ場合は□に✓を入れてください。 所有者： 住 所：
設置を計画する補助対象機器	<input type="checkbox"/> 屋外用センサーライト <input type="checkbox"/> センサーアラーム <input type="checkbox"/> 補助錠 <input type="checkbox"/> 防犯フィルム ※設置を計画する機器の□に✓を入れてください。
設置予定年月日	年 月 日
補助対象経費	_____円（税抜き）
交付申請額	_____円（税抜き） ※補助対象経費の2分の1（上限20,000円）で1,000円未満切捨てです。
添付書類	確認の上、□に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 家庭用防犯対策機器の購入、設置に係る見積書及び内訳が分かる明細等の写し <input type="checkbox"/> 設置する家庭用防犯対策機器の概要が分かる書類等の写し <input type="checkbox"/> 設置場所の現況写真 <input type="checkbox"/> 春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金の適正申請等に関する誓約書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 家庭用防犯対策機器の設置に係る住宅所有者の同意書（様式第3号）（自宅等の所有者以外の者が申請する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し <input type="checkbox"/> 委任状（様式第4号）（代理人による申請の場合に限る。）

※個人情報、補助金の交付手続き以外に使用することはありません。

様式第2号（第7条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金の適正申請等に関する誓約書兼同意事項

私は、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金の申請等にあたり、以下の事項について同意及び誓約します。

- 1 私又は同一世帯に属する者は、この要綱による補助金の交付を受けていません。
- 2 私又は同一世帯に属する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。必要と認める場合は、警察に照会することに同意します。
- 3 地方税法の規定による前年度までの本市の市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の滞納はありません。関係する担当課に照会することに同意します。
- 4 春日部市から要綱第8条に規定する補助金の交付決定前に、家庭用防犯対策機器の購入及び設置工事等に着手しません。
- 5 補助金は、申請時における交付決定額以内であることに同意します。
- 6 補助金交付後、補助金要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段より補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。
- 7 設置する家庭用防犯対策機器は、転売・譲渡等を目的としたものではありません。また、当該補助金の申請等に係る質問及び現地調査等には誠実に応じます。
- 8 家庭用防犯対策機器の設置及び運用に関して、苦情や問い合わせを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応し、紛争が生じたときは、自己の責任をもって解決にあたります。

春日部市長 あて

令和 年 月 日

氏名(署名) _____

様式第3号（第7条関係）

家庭用防犯対策機器設置に係る住宅所有者の同意書

私が所有する春日部市 _____ の建物について、当該住宅を使用する _____ 氏が防犯対策機器の設置(工事を含む)をすることに同意します。

春日部市長 あて

令和 年 月 日

(建物所有者)

住 所 :

氏名(署名) :

連 絡 先 :

委任状

年 月 日

委任者（申請者）

住所

氏名

※自署による署名

私（委任者）は、以下の者を代理人と定め、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金の申請等の手続きに関する権限を委任します。

受任者（代理人）

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

※自署による署名

※申請者本人以外が申請手続きを行う場合に必要となります。

様式第5号（第8条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金（交付・不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり（交付・不交付）決定となりましたので、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金の交付を次のとおり決定する。

補助金交付決定番号	
補助金交付決定額	円

1. 家庭用防犯対策機器設置計画

設置場所	春日部市
設置を計画する 補助対象機器	<input type="checkbox"/> 屋外用センサーライト <input type="checkbox"/> センサーアラーム <input type="checkbox"/> 補助錠 <input type="checkbox"/> 防犯フィルム ※■があるものが交付決定された補助対象機器です。

2. 交付条件

次の場合は、市長の承認を受けること。

- ・ 設置計画の内容を変更する場合
- ・ 設置計画を中止する場合

補助金を交付しない。

理由	
----	--

様式第6号（第9条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器設置計画変更等承認申請書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所 〒
春日部市
氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金に係る家庭用防犯対策機器設置計画を変更又は中止したいので、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 申請事由 （該当する申請事由の□に✓を入れてください。）

家庭用防犯対策機器設置計画の変更

家庭用防犯対策機器設置計画の中止

2 変更又は中止の理由

※設置する機器の変更がある場合は、見積書及び機器の概要が分かる資料も添付してください。

理由	
----	--

様式第7号（第10条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器設置計画変更等（承認・不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の設置計画の（変更・中止）については、下記のとおり決定となりましたので、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 計画の変更又は中止について

計画の（変更・中止）を承認する。

計画の（変更・中止）を不承認とする。

2 条件：

様式第8号（第11条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金実績報告書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所 〒
春日部市

氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった春日部市家庭用防犯対策機器設置補助金に係る補助対象機器の購入設置が完了したので、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第11条の規定により、以下のとおり報告します。

設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ ※同じ場合は□に✓を入れてください。
設置する建物の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※同じ場合は□に✓を入れてください。 所有者： 住 所：
設置した家庭用防犯対策機器	<input type="checkbox"/> 屋外用センサーライト <input type="checkbox"/> センサーアラーム <input type="checkbox"/> 補助錠 <input type="checkbox"/> 防犯フィルム ※設置した防犯対策機器の□に✓を入れてください。
設置年月日	年 月 日
補助対象経費	_____円（税抜き）
交付決定額	_____円
添付書類	確認の上、□に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 家庭用防犯対策機器の購入等に係る領収書及び購入等に係る経費の内訳が分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 設置した家庭用防犯対策機器の設置後の現況写真

※個人情報、補助金の交付手続き以外に使用することはありません。

様式第9号（第12条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

様式第10号（第13条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付請求書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所 〒
春日部市

氏 名 印

生年月日 年 月 日

電話番号 ()

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付確定通知 年 月 日	年 月 日
補助金交付 確定額	円
交付請求額	円
補助金の振込先	銀行（信用金庫・農協） 店
	口座番号
	預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	フリガナ
	口座名義

※口座は交付決定者と同一名義のものに限ります。

※振込先口座が分かる書類（通帳など）のコピーやインターネットバンクの取引画面などをスクリーンショットして印刷したものを添付してください。

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで交付決定した補助金については、下記のとおり取り消しましたので、春日部市家庭用防犯対策機器購入補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

1 取消理由